

特別職の職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第50号

特別職の職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、財政の状況を考慮し、特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号。以下「特別職給与条例」という。）に基づいて支給する給与の額の減額等のための特例を定めるものとする。

(知事等の給料の額の特例)

第2条 特別職給与条例の適用を受ける職員のうち、次の表の左欄に掲げる職にある者（以下「知事等」という。）が令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に支給されるべき給料の額は、特別職給与条例第3条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額に同表の右欄に掲げる減ずる割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

職	減ずる割合
知事	100分の10
副知事	100分の7
教育長	100分の7
人事委員会の常勤の委員	100分の5
常勤の監査委員	100分の5
がんセンター事業の管理者	100分の5
その他の常勤の特別職の職員	100分の5

(知事等の期末手当の支給割合の特例)

第3条 知事等が令和7年12月に支給されるべき期末手当に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第51号。以下「改正条例」という。）第3条の規定による改正後の特別職給与条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の177.5」とあるのは、「100分の172.5」とする。

2 知事等が令和8年6月及び同年12月に支給されるべき期末手当に対する改正条例第4条の規定による改正後の特別職給与条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の175」とあるのは、「100分の172.5」とする。

(端数計算)

第4条 この条例の規定により給料の支給に当たって減ずることとされる額を計算する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条第1項及び次項の規定 公布の日
- (2) 第3条第2項の規定 令和8年4月1日

2 第3条第1項の規定は、令和7年12月1日から適用する。